

令和4年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1 給料表の改定 東京都に準じ、例月給の改定（0.2％）を行うため、給料表の若年層を改め、給料月額を平均0.2％引き上げるとともに、初任給を次のとおり引き上げることとした。 上級 183,700円 → 187,900円 中級 157,100円 → 162,500円 初級 145,600円 → 152,200円 2 勤勉手当の支給率の改定 勤勉手当 100分の102.5 → 100分の107.5（課長職職員は100分の122.5→100分の127.5、部長職職員は100分の132.5→100分の137.5）（再任用職員は100分の50→100分の52.5（部課長職職員は100分の60→100分の62.5）） ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の445 → 100分の455（再任用職員は100分の235→100分の240） 3 給料の切替えによる経過措置の廃止 平成29年4月における給料表の見直しに伴う経過措置（現給保障）を廃止することとした。 4 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日（1の適用は、令和4年4月1日） (2) 勤勉手当の特例 令和4年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の勤勉手当の支給率を100分の112.5（課長職職員は100分の132.5、部長職職員は100分の142.5）（再任用職員は100分の55（部課長職職員は100分の65））とすることとした。

	(3) 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 期末手当の支給率を、次のとおり改定することとした。 100分の167.5 → 100分の172.5(令和4年12月期に限り100分の177.5) ※年間支給率 100分の335 → 100分の345
2	三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 1 期末手当の支給率の改定 (1) 令和4年度支給率 12月期 100分の220 → 100分の230 6月期 100分の220(支給済) ※年間支給率 100分の440 → 100分の450 (2) 令和5年度支給率 6月期及び12月期 100分の220 → 100分の225 2 施行期日 公布の日
3	三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例 1 期末手当の支給率の改定 (1) 令和4年度支給率 12月期 100分の220 → 100分の230 6月期 100分の220(支給済) ※年間支給率 100分の440 → 100分の450 (2) 令和5年度支給率 6月期及び12月期 100分の220 → 100分の225 2 施行期日 公布の日